

平成 30 年 6 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 事業承継税制の特例措置が創設・拡充 ～平成 30 年 1 月 1 日以後 10 年間～

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成 30 年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、平成 30 年 1 月 1 日以後 10 年間の措置として、特例措置が創設されました。

## 【特例措置の概要】

## 1. 適用期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの 10 年間における贈与・相続が対象となります。

## 2. 対象株数の上限撤廃

従来的一般措置については、総株式数の最大 3 分の 2 までとされていましたが、特例措置では、その上限が撤廃され、取得した全ての株式が納税猶予の対象となります。

## 3. 納税猶予割合の拡大

従来的一般措置については贈与税 100%・相続税 80%が納税猶予割合の限度でしたが、特例措置では、贈与税・相続税とも 100%納税が猶予されます。

※平成 35 年 3 月 31 日までに「特例承継計画の作成・提出・確認」が必要となります。

## 4. 雇用維持要件の緩和

相続税・贈与税の申告期限後 5 年平均で雇用の 80%以上を維持しなければならないこととされておりましたが、特例措置では80%を下回った場合でも引き続き納税が猶予されます。  
※下回った理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し・確認が必要となります。

## 【適用要件】

## 1. 会社の要件 次の会社のいずれにも該当しないこと

① 上場会社 ② 中小企業者に該当しない会社 ③ 風俗営業会社 ④ 資産管理会社

## 2. 先代経営者の主な要件

- ① 会社の代表権を有していたこと  
② 会社の筆頭株主であったこと

## 3. 後継者の主な要件

- ① 会社の代表権を有していること  
② 会社の筆頭株主になること  
③ 役員の就任から 3 年以上を経過していること（贈与の場合）

・中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資金の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

## 【納税免除事由】

## 1. 先代経営者・後継者が死亡した場合

※贈与税は免税となりますが、贈与税の納税猶予を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により相続税の対象となります。

2. 申告期限の翌日以後 5 年内において、やむを得ない理由により会社の代表権を有しなくなった日以後に免除対象贈与を行った場合  
3. 申告期限の翌日以後 5 年経過後に、免除対象贈与を行った場合  
4. 申告期限の翌日以後 5 年経過後において会社について破産手続開始決定などがあった場合  
5. 申告期限の翌日以後 5 年経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について譲渡・解散した場合